

議案第30号

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立敬老会館条例（平成9年3月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第4世田谷区立北鳥山東敬老会館の部大広間の項及び洋室の項中「200円」を「260円」に改め、同表世田谷区立桜高齢者集会所の部大広間（舞台付き）の項中「1,100円」を「1,420円」に改め、同表世田谷区立上馬高齢者集会所の部大広間（舞台付き）の項中「200円」を「260円」に改め、同部多目的ホールの項中「3,450円」を「4,470円」に、「2,300円」を「2,980円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。